

令和3年4月23日

区内保育施設在園児童保護者の皆様

千代田区教育委員会事務局子ども部  
子ども支援課長 新井 玉江

### 新型コロナウイルス感染拡大に伴う対応について

平素より保育行政にご理解、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

このたび、新型コロナウイルス感染者の急増に伴い、政府は都に対して、3回目の緊急事態宣言を发出する見込みとなりましたが、緊急事態再宣言後の本区における保育施設での保育につきましては、下記のと通りの対応を行います。

#### 記

##### 1 基本方針

感染防止対策を徹底しながら、通常通り保育を行います。

##### 2 対象期間

緊急事態宣言発令後から解除されるまで

##### 3 登園される場合のお願い

感染拡大を防止するため、ご家族が陽性となった場合やご家族の感染が疑われる場合には、必ず各園へご連絡の上、登園をお控えいただき、園内感染の未然防止にご協力くださいますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

##### 4 ご家庭における感染症予防策のお願い

下記の予防策をご家族の皆様で実施して頂き、家庭内感染の拡大防止にご協力ください。

- (1) 毎朝の検温と健康観察
- (2) 正しい手洗いの励行、十分な換気等による三密の回避や咳エチケット
- (3) 手が触れる場所の消毒やタオル等の個人利用
- (4) 午後8時以降の不要不急の外出の自粛
- (5) 不要不急の都県境をまたぐ移動の自粛や週末におけるステイホーム
- (6) 人数や時間を最小限にした買い物や外出

##### 5 その他

###### (1) 保育料の充当等

現在行っております登園自粛時の保育料の充当等の対応につきましては、当面の間継続いたします。なお、取り扱いに変更が生じる場合には、改めてお知らせいたします。

###### (2) 育児休業からの復職（特例の取扱）

育児休業終了後、7月までに登園を開始し、復職していただいた上で復職証明書を区に提出していただくこととなりますが、お困りの方は、下記担当にご相談ください。

《問い合わせ先》子ども部子ども支援課

電話：5211-4229（全般について）

電話：5211-4119（上記5について）